

## 公 示

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関を登録しました。

令和7年12月5日

長野県知事 阿部 守一

登録番号	第102号	登録年月日	令和7年12月5日											
登録検査機関の名称	農事組合法人安曇野北穂高農業生産組合													
代表者氏名	代表理事組合長 中村 明夫													
主たる事務所の所在地	長野県安曇野市穂高北穂高613番地2													
登録の区分	品位等検査													
農産物の種類	国内産玄米													
検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先									
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地						
長野県	相澤 光洋		玄米	K2007019										
備考	地域登録検査機関の新規登録													

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。